

## 大阪府宅地造成及び特定盛土等における水質検査実施要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事における水質検査の実施及びその結果に伴う措置について必要な事項を定めることにより、周辺住民の工事への理解の促進と周辺環境に配慮した安全かつ適正な工事の円滑な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この要綱において、「宅地造成」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）（以下「法」という。）第二条第二号に規定する「宅地造成」をいう。

2 この要綱において、「特定盛土等」とは、法第二条第三号に規定する「特定盛土等」をいう。

3 この要綱において、「土石の堆積」とは、法第二条第四号に規定する「土石の堆積」をいう。

4 この要綱において、「工事主」とは、法第二条第七号に規定する「工事主」をいう。

5 この要綱において、「許可」とは、大阪府知事が行う法第十二条及び第三十条の規定に基づく許可をいう。

6 この要綱において、「土砂埋立て等」とは、外部から搬入した土砂（混入し、又は付着している物を含む。以下同じ。）を用いて土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行う行為をいう。

7 この要綱において、「埋立て等区域」とは、土砂埋立て等を行う土地の区域をいう。

### (対象となる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積)

第三条 この要綱は、新規の許可については、埋立て等区域の面積が三千平方メートル超のものを対象とする。変更許可については、変更する面積にかかわらず、変更後の埋立て等区域の面積が三千平方メートル超のものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱の対象としない。

一 法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積

二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第五条第一項に定める工事に類するものとして知事が別に定める宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積

三 国及び地方公共団体その他知事が別に定める者が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積

### (水質検査)

第四条 許可を受けた工事主は、当該許可に係る土砂埋立て等を開始した日から三月に一回の頻度で当該許可に係る埋立て等区域外への排水を採取し水質検査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

2 許可を受けた工事主は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく当該許可に係る埋立て等区域外への排水を採取し水質検査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

3 前二項に規定する水質検査について、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができない場合は、別途知事と協議するものとする。

### (水質検査の方法)

第五条 第四条第一項及び第二項に規定する水質検査は、採取した試料ごとに行うものとする。

2 水質検査にあたっては、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）の規定に準じて行うものとする。

### (水質基準)

第六条 埋立て等区域外への排水に適用する基準は、排水基準を定める省令別表第一に規定するものとする。

### (工事主の措置)

第七条 許可を受けた工事主は、採取した試料が、前条の基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査及び周辺環境の汚染防止のために必要な措置を講

するものとする。

- 2 知事は、許可を受けた工事主が前条の規定による原因の調査及び周辺環境の汚染防止のために必要な措置を実施するときは、当該措置等に適用される法令等を所管する市町村等の関係機関に対し、第四条第一項及び第二項に規定する水質検査に関する情報（次条に規定する水質検査結果報告書及びその添付図書を含む。）を提供することができる。

（水質検査結果の報告）

第八条 第四条第一項及び第二項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から一月以内に、水質検査報告書（様式第一号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- 一 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び採取時の現場写真
- 二 第五条第二項の規定により採取した試料ごとの証明書の写し（計量法（平成四年法律第五十一号）第一百十条の二第一項の規定に基づき、同法第百七条の登録を受けた計量証明事業者が発行した計量証明書の写しに限る。以下同じ。）

（周辺住民等への説明）

第九条 許可を受けた工事主は、当該許可に係る土砂埋立て等を開始した日から完了又は廃止するときまで、当該許可に係る土砂埋立て等を行う土地の周辺住民等の求めに応じ、水質検査の内容について、次に掲げる図書を用いて説明するものとする。

- 一 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び採取時の現場写真
- 二 第八条第二号に規定する証明書の写し

（その他）

第十条 この要綱に定めるもののほか、水質検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 様式第1号（第8条関係）

## 水質検査報告書

年　月　日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

大阪府宅地造成及び特定盛土等における水質検査実施要綱第8条の規定により、水質検査の結果を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年　月　日　第　　号
埋立て等区域の位置	
土砂埋立て等の期間	年　月　日～年　月　日
採取した試料ごとの計量証明書に記載された発行番号	
検査時期の区分	定期・廃止・完了
採取年月日	年　月　日
排水の採取場所	
連絡先	
備考	